

【よくある質問】

Q、婚姻前からすでに同居している場合や、婚姻を機に夫（妻）が住んでいる家に引っ越した場合は対象になりますか？

A、対象になりますが以下ご注意ください。

1. 婚姻日以降に支払った賃料等が対象になります。
2. 賃貸借契約書にお二人で居住している旨の記載があることが条件となります。

Q、事実婚は対象にならないのですか。

A、法的に有効な書面を用いた形式的な判断しかできないため、当市では法律婚以外は対象外とさせていただいております。

Q、リフォーム費用は対象となりますか。

A、別の補助制度がありますので対象となりません。

Q、住宅手当を貰っていますが、証明などを貰うことが困難です。どうすればいいですか。

A、手当額が記載された数カ月分の給与明細書をご持参いただくか、引越費用など他の対象経費でご申請いただければと思います。

Q、外国籍の配偶者は在留の資格がありません。申請出来ますか。

A、出来ません。川口市に定住し、将来安心して子育てができる環境を経済的に支援することが本補助金を支給する上の前提条件となっています。申請時点で在留資格がない方はその前提条件を満たせていないことから申請することは出来ません。なお、在留資格の取得等は市ではわかりかねますので出入国管理庁にお問い合わせください。

Q、住民税に関する証明が得られないのですが。

A、税に関する申告等をしていない可能性があります。いかなる場合も形式的審査しか行いませんので証明や情報が無い方の申請はお断りしています。

Q、外国人同士が外国で結婚した場合、それは対象となりますか。

A、我が国の関係法令から適法であるか、公序良俗（例えば重婚や我が国の制度上婚姻が認められていない年齢など）に反していないかなどを確認すること、外国政府から既に似たような支援やお祝い金などを受け取っていないかを確認する手段が無いことから対象外とさせていただきます。なお、国内の市区町村に届出され婚姻が成立した方は本件を理由として婚姻届記載事項証明書を請求しお持ちいただければ申請可能です。

Q、友人から家を借りている場合やシェアハウスでも対象となりますか。

A、友人等から借りている場合でも法的に有効な契約書が必要となります。また、夫妻が居住するのに必要な費用が明確に分離できる必要がありますので、シェアハウスの様な場合は対象外とさせていただきます。

Q、夫が40歳、妻が19歳でも対象外ですか。

A、夫妻ともに年齢要件を満たしていない場合は対象外とさせていただきます。婚姻時に39歳であれば、40歳となつてからの申請でも対象となります。

Q、妻が外国籍の定住者ですが、元から在留資格が1年となつており、これも3か月後に期限を迎えます。在留資格は必ず更新するので申請しても大丈夫ですか。

A、在留資格更新の確実性について市では判断しかねますので申請出来ません。今後も2年以上定住できることが判断出来ませんので、定住者の場合、2年以上の在留資格となつてから申請してください。

Q、2年以上の在留資格とは、どんな資格を想定しているのですか。

A、永住者、特別永住者を原則とし、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者については3年または5年の在留期間を有している者を想定しております。就労や留学などの活動に関する資格については、居住が目的ではないため対象外となります。婚姻後に資格を変更するなどして対象となれば申請することが出来ます。

Q、在留カードを無くしました。パスポート等他の書類では本人確認出来ませんか。

A、認められません。速やかに最寄りの出入国管理庁へ相談ください。なお、特別永住者の方も在留資格を確認する必要がありますので、お手数ですがご持参ください。

Q、窓口で現金で受け取れますか。

A、出来ません。国内金融機関の口座への振込のみとなります。